

高等学校における特別支援教育に対する理解

— 高等学校教員に対するアンケート調査の分析を中心に —

原 理代*・小方 朋子

(特殊教育特別専攻科)・(障害児教育)

760-8522 高松市幸町1-1 香川大学教育学部

*761-1703 香川県高松市香川町浅野1188番地 高松市立香川第一中学校

A Survey on the Understanding of Special Support Education in High School

HARA Michiyo and OGATA Tomoko

Faculty of Education, Kagawa University, 1-1 Showa-cho, Takamatsu 760-8522

要 旨 特別支援教育への移行期にあたって、高等学校の教員が、①特別支援教育の内容理解②軽度発達障害の理解状況③特別支援教育にかかわる生徒の在籍④軽度発達障害のある生徒への支援の必要性⑤高等学校において特別支援教育をすすめていく上での問題点⑥軽度発達障害のある生徒への対応をより充実したものにするために必要なもの、をどのように考えているか等をアンケート調査した。軽度発達障害のある生徒に対する対応の必要性は認識されつつあるが、回答者の約8割が特別支援教育に関する研修を受けていないと回答しており、特別支援教育、軽度発達障害等に関する知識も十分とはいえない。今後、高等学校で軽度発達障害の生徒がどのように対応されているかという実態把握を含め、教員研修の充実が必要であると考えられる。

キーワード 特別支援教育 高等学校 教員研修 障害理解

1. はじめに

高等学校における障害児教育は、小・中学校と比べたとき、これまであまり大きく取りあげられることはなかった。しかし、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換にあたり、従来の障害児学級に在籍している生徒に加えて、通常の学級に在籍しているLD、ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある生徒への支援に目が向けられるようになったことに伴い、高等学校においても、義務教育段階と同じように特別支援教育のあり方を検討する必要が出てきた。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)平成17年12月では、第6章の「就学前及び後期中等教育における特別支援教育の在り方について」に、「今後、高等学校に在籍しているLD、ADHD・高機能自閉症等の生徒に対する指導及び支援の在り方、養護学校(特別支援学校(仮称))高等部の充実方策や、障害のある児童生徒に係る前期中等教育と後期中等教育との接続の在り方など、後期中等教育における特別支援教育の推進に係る諸課題について、早急な検討が必要である。特に、障害者の自立と社会参加を支援する観点か

ら、中学校や関係機関と連携しつつ、就労を目指した職業教育の充実を図ることは重要な課題である。さらに、高等教育機関での修学支援を図ることも重要である。」と示されている。

また、『発達障害者支援法』平成17年4月1日施行では、第8条において、「国及び地方公共団体は、発達障害児（18歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。」としている。

近年、高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態に関する調査・研究も各方面で行われるようになってきた。その中では、いくつかの公立および私立の高等学校で新しい試みが始まっていること、軽度知的障害のある生徒のためのコースを設置した高等学校や障害者教育担当教員を置いている高等学校があること、高等学校に養護学校の分校を設置しようという取り組みや学習障害のある生徒のためのフリースクールや通信制の高等学校等の取り組みが紹介されているものもある¹⁾。

高橋智らは、高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態を検討するために、「東京都における軽度発達障害児の後期中等教育に関する実態調査」を行っている。（調査期間2004年12月16日～2005年1月30日、都内の全高校等558校に郵送して175校から回答、回収率31.4%）²⁾ このうち、軽度発達障害のある生徒が在籍していると回答したのは24.6%である。しかし、一方で、「学校が把握するのは困難」「保護者がなかなか障害を明らかにしない」という記述も目立ち、学校が把握している数は実際の数より明らかに少ないことも分かったという。結果からは、校内研修や外部機関との連携はわずかなもので、学習・学校生活・進路や友人・対人関係における困難に学校は十分な対応ができていないことが明らかになっている。卒業後の進路については、進学が過半数を占めたほか、一般就労、福祉就労、アルバイトなど幅広い。ただ、

「就労しても周囲とのコミュニケーションがうまくいかず職場を去った」などの記述もあり、移行支援の重要性を指摘している。また、友人とのトラブルや卒業認定要件を満たせなかったことで中途退学したケースもあった。軽度発達障害児への対応の必要性については次第に認識され始めているが、現在の高校等がおかれている厳しい教育条件のもとで、専門職の配置、特別な対応に関する教職員間の共通認識をはかることなどが課題であることを指摘している。

軽度発達障害のある子どもたちの高等学校期の状況として、『発達障害者支援法ガイドブック』には、軽度発達障害のある子どもたちの高等学校期の状況として、教育から就業に向けた移行の段階での苦労が多いこと、いじめ、不登校や引きこもり、さらには退学に至るケースなど、二次的な障害を多発させてしまうといった記述がある³⁾。

これまで筆者（原）が勤務してきた学校でも、通常の学級に在籍しながら養護学校高等部に進学した生徒はいなかったように思う。本県において、軽度発達障害のある生徒たちの進路先は、今後も通常の高等学校である可能性は非常に高いのではないかと考えられる。「特別支援教育」への転換にあたり、通常の学級に在籍している生徒への支援、進路指導を中学校ではどのようにすすめていくことになるのだろうか。軽度発達障害のある生徒への支援を考えていくとき、卒業後の進路を視野に入れて指導していくことは当然のこととなるだろう。保護者にとっても、3年後の進路先は気になることである。高等学校における支援の実態を知ること、中学校における進路指導における必要な情報である。

よって本稿では、中・高の連携及び生徒の進路指導をすすめていく手がかりとして、通常の学級に在籍する、特別な支援を必要とする生徒の進路先となる可能性のある高等学校で、「特別支援教育」、「軽度発達障害」への理解がどのように進んでいるか等の実態を、高等学校の教員へのアンケートを通して明らかにすることを目的とする。

2. 調査方法

高等学校における障害理解と支援の実態を明らかにするため、「特別支援教育」に関するアンケートを作成し、A市内を中心とした県立高等学校12校の全教員を対象に実施した。学校長宛に調査の趣旨を各高校に個人向けアンケートを郵送するという形で依頼（一部持参）した。

- ・実施期間 平成17年12月上旬～中旬
- ・質問内容の構成

- ①特別支援教育の内容理解
- ②軽度発達障害の理解状況
- ③特別支援教育にかかわる生徒の在籍
- ④軽度発達障害のある生徒への支援の必要性の有無
- ⑤高等学校において特別支援教育をすすめている

く上での問題点

- ⑥軽度発達障害のある生徒への対応をより充実したものにするために必要なもの

3. 調査結果

A市内を中心とした県立高等学校12校について、各高等学校の教員の概数を調査し、合計1000名分のアンケート用紙を発送した。高校のタイプ別の傾向も調査したいと考え、普通高校7校（うち、中・高一貫校2校）、商業高校2校、工業高校2校、農業高校1校とした。高校別の回答状況を表1に示す。12校中9校から、合計315名の回答があった。回収率は31.5%である。回答校は、普通高校5校、（うち、中・高一貫校2校）、商業高校2校、工業高校2校である。

表1 高校別回答状況

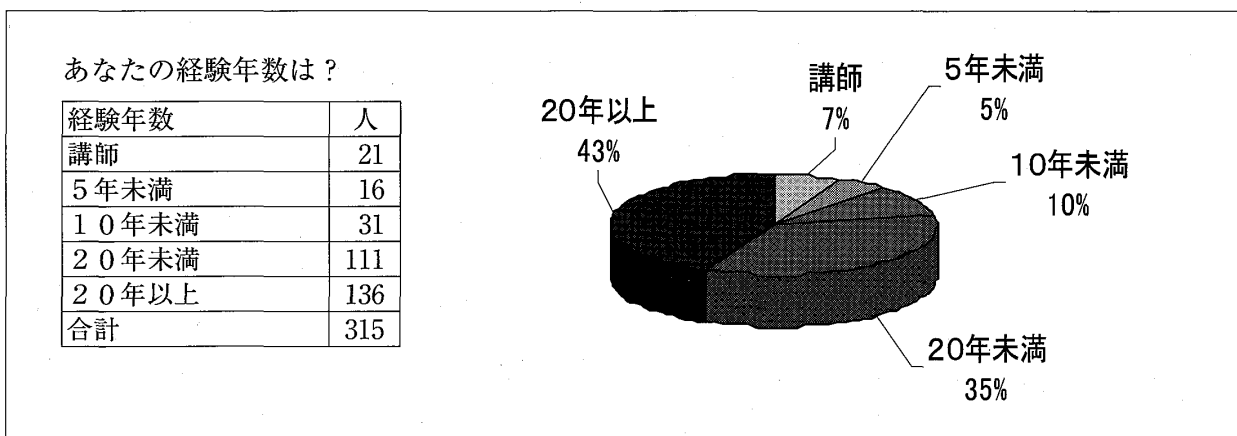
高校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
回答数	25	65	6	31	16	61	36	31	44				315

<アンケート結果>

回答のあった教員の経験年数は、20年以上が43%で最も高かった。以下、10年以上20年未満

35%、5年以上10年未満10%、講師7%、5年未満5%となっている。経験豊富な教員からの回答が8割近くを占めていた。（資料1）

資料1 経験年数



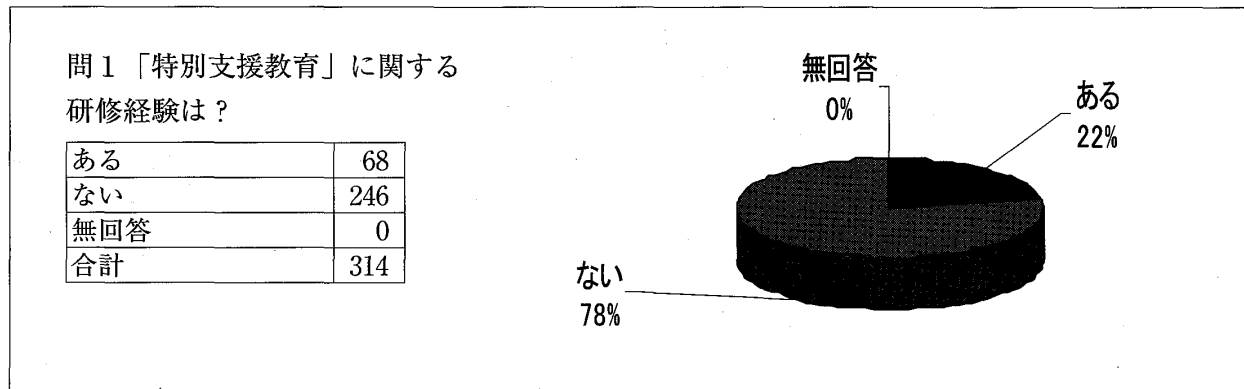
「特別支援教育」に関する研修の経験が「ある」と答えたのは、22%、「ない」と答えたのは、78%である（資料2）。時期と内容に関する記述によると、研修の時期は、ほとんどが2004年から2005年にかけてであった。研修の場として

は、校内現職教育が22名と最も多く、初任者研修、10経、20経等県教委主催の研修会が14名、教育センター主催の研修会が4名、その他として、教育相談部会、保健部会、養護教諭自主研修会、講演会等があった。内容については、回

答記述は多様ではあるものの、大半がLD、ADD、高機能自閉症等軽度発達障害について、特別支援教育についてであった。近年、県

主催の研修会を中心に徐々に研修の機会は増えているが、実際に研修を受けている人数は少ない。

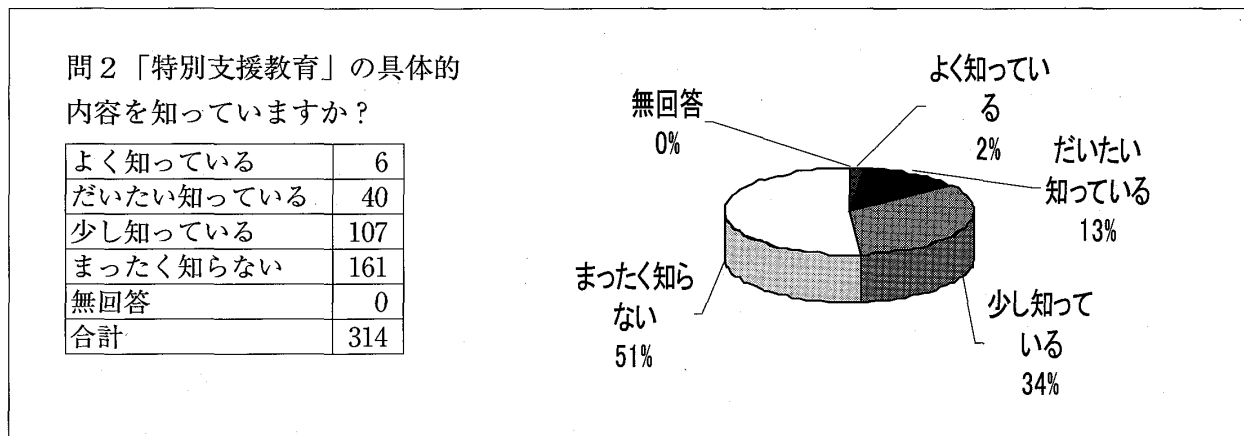
資料2 特別支援教育に関する研修経験



「特別支援教育」の具体的内容を知っているか、との問いに対しては、「まったく知らない」が51%、「少し知っている」が34%という回答であった。2つを合わせると8割以上となる。

逆に、「よく知っている」は2%で、わずか6名という結果であった。高等学校においては、「特別支援教育」に関する情報が十分ではないことがうかがえる（資料3）。

資料3 特別支援教育の具体的内容に対する理解



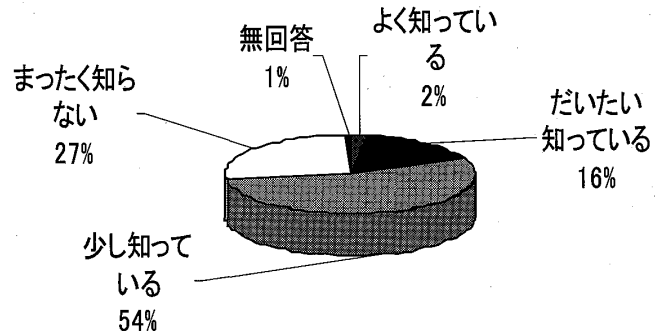
軽度発達障害については、「少し知っている」が54%と約半数を占め、「よく知っている」2%、「だいたい知っている」16%と合わせると、7割が「知っている」と回答していることになる。このことは、「軽度発達障害」という

ことが学校現場や社会に少しずつ浸透してきていることを示している。しかし、その一方で、27%の教員が「まったく知らない」と回答していることも事実である（資料4）。

資料4 軽度発達障害に対する理解

問3 「軽度発達障害」について
知っていますか？

よく知っている	7
だいたい知っている	51
少し知っている	170
まったく知らない	85
無回答	2
合計	315



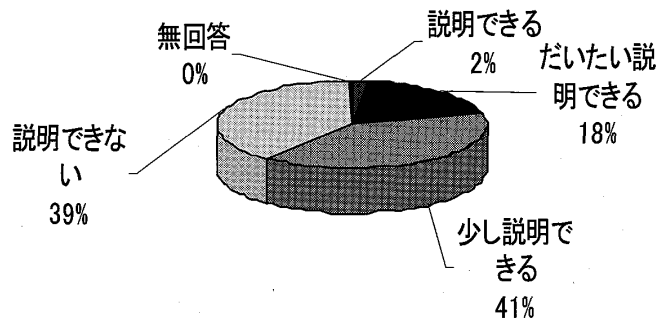
「LDとは…?」「ADHDとは…?」と聞かれたら説明できるかについては、ほぼ同様の回答結果が出ている。「説明できない」、「少し説明できる」がそれぞれ約40%、「だいたい説明できる」が約20%、「説明できる」は2%で、7名とごく少数であった。また、「高機能自閉症とは…?」と聞かれたら説明できるかについ

ては、「説明できない」55%、「少し説明できる」28%、「だいたい説明できる」14%、「説明できる」3%であった。LD、ADHDに比べると「説明できない」と答える割合が高く、高機能自閉症については、理解がまだ十分に進んでいないことがうかがえる。(資料5, 6, 7)

資料5 LDに対する理解

問4 「LDとは…?」と聞かれたら説明できますか？

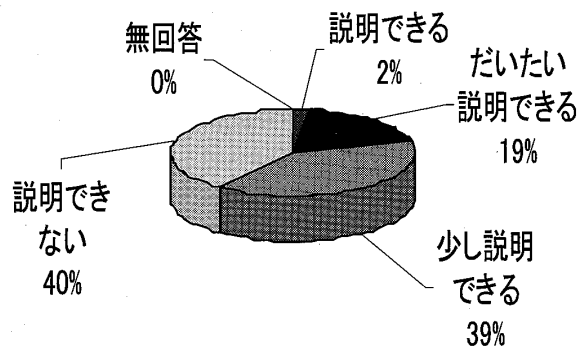
説明できる	6
だいたい説明できる	58
少し説明できる	128
説明できない	122
無回答	1
合計	315



資料6 ADHDに対する理解

問5 「ADHDとは…?」と聞かれたら説明できますか？

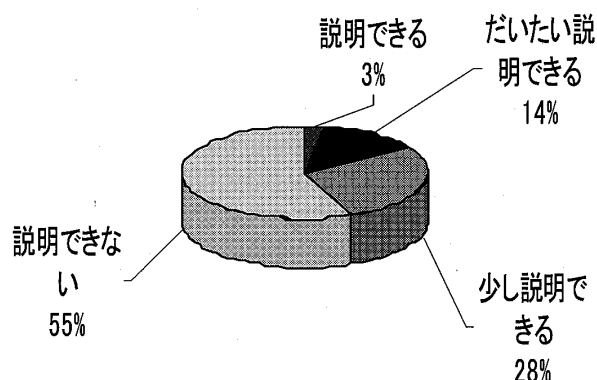
説明できる	7
だいたい説明できる	59
少し説明できる	124
説明できない	125
無回答	0
合計	315



資料7 「高機能自閉症」についての理解

問6 「高機能自閉症とは…?」と聞かれたら説明できますか?

説明できる	8
だいたい説明できる	43
少し説明できる	87
説明できない	177
無回答	0
合計	315



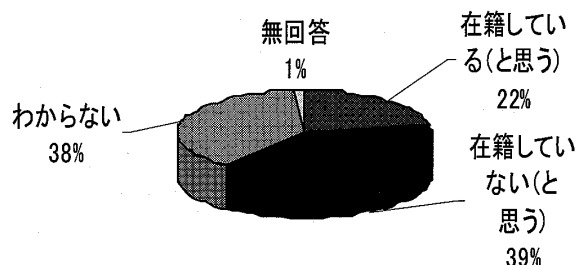
勤務校に「特別支援教育」にかかわる生徒は在籍しているかどうかについては、「在籍していない(と思う)」が39%、「わからない」が38%で、合わせて8割程度となった。一方、「在籍している(と思う)」は22%で、全体として、「特別支援教育」にかかわる生徒が在籍しているという認識は低いといえる。軽度発達

障害のある生徒への対応の必要性については、「思う」が74%、「思わない」と「無回答」がそれぞれ13%であった。問7に対する回答と合わせると、現在は在籍していないが、もし在籍することになれば支援は必要であると考えている教員の多いことがわかる。(資料8, 9)

資料8 勤務校に特別支援教育の対象となる生徒が在籍しているかどうか

問7 「あなたの勤務する学校に「特別支援教育」に関わる生徒は在籍していますか?また、在籍していると思いますか?

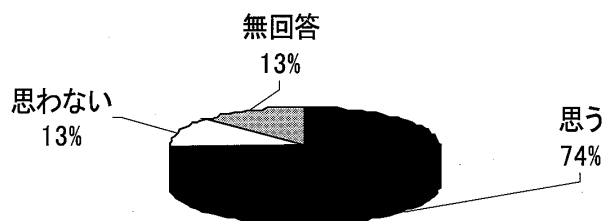
在籍している(と思う)	70
在籍していない(と思う)	121
わからない	120
無回答	4
合計	315



資料9 高等学校において対応は必要かどうか

問8 高等学校において軽度発達障害のある生徒への対応は必要だと思いますか?

思う	233
思わない	41
無回答	41
合計	315



以下は、問8「高等学校において軽度発達障害のある生徒への対応は必要だと思うか。」の回答に対する理由（自由記述）の抜粋である。

〈自由記述〉

理由（対応は必要）

1 人権的視点

- ・障害があっても楽しく学校生活を送る権利は保障されなければならないと考えるので。
- ・そういう対応をして生徒が学校生活を送っていけるのであれば何よりと思うから。

2 他生徒との関係・影響から

- ・トラブルが発生しやすく、やがては学級経営にも関係してくることから。
- ・授業を成立させるため。（軽度発達障害のある生徒にとってもそれ以外の生徒にとっても）

3 職員の障害理解が必要

- ・一般常識では理解できないことも生じるため指導にとまどう。
- ・学力レベルの低い学校には、障害と認知されていなくてもそうだろうなという子は多く、知識のない教員では何のフォローもしてもらえないから。

4 学校生活への支障

高機能自閉症（アスペルガー症候群）などは高等学校へ進学できる能力を十分もっている生徒がいる。しかし、人間関係・社会生活などでどうしても問題が生じるので義務教育の間だけでなく、進学後も生徒に応じた対応が必要であると思う。

- ・見えにくい軽度発達障害の生徒へ不適切な対応をすると、かえって問題を拡大している可能性がある。

5 個に応じた対応が必要

- ・障害であるという前にひとりひとりを理解し、個々に合った指導の方法を考えるべきだ。教師と生徒のお互いのために。

6 二次的障害・問題

- ・思春期を迎え、友達とのコミュニケーションなどで特にしんどさを抱え、二次的な問題も発生しかねないから。

- ・いじめの対象となったり不登校になったりする場合があります、二次的な障害の阻止のため。

7 進路

- ・他の生徒に比べ、より適切な進路に進めるよう配慮する必要があるので。
- ・高校卒業後のことまで考えていかななくてはならないと思う。

8 その他

- ・現状ではそういう生徒がいるのであるから必要と思うが、本来の高等学校の主旨を考えるとそぐわないと思う。
- ・高等学校は義務教育ではない。高等学校に必要であれば、大学にも必要になる。軽度発達障害のある生徒として考えるのではなく、その人の一生を対象に考えなければいけないと思う。
- ・全日制にはほとんどそのような生徒は在籍していないと思う。定時制には在籍している可能性があり、特別指導が必要。
- ・小・中でサポートを受けてきた生徒を放っておくわけにはいかない。継続した何らかのサポートが必要と思うから。

理由（対応は必要なし）

1 入試がある

- ・入学者選抜があり、それに合格するような場合には、入学後の学習に支障はないと思われる。該当するような生徒の高等学校教育は別途検討の必要があると考える。
- ・高校に入学試験制度がある以上合格することが困難。

2 義務教育との違い

- ・高等学校は義務教育を修了した者で学習意欲のある者に対して用意されているものと考えられる。全ての者が高校へ行くべきだという考えには賛同できない。
- ・義務教育ではないので個別に対応してまで学校が面倒を見ることはないと思う。他の生徒と全く同じ扱いでよい。

3 養護学校

- ・仮に各校に割り当てを決めて受け入れたとしても周囲の理解不足からくる様々なトラブル

や生命の危険には対応できない。周囲の理解と専門家のいる養護学校での教育を望む。

4 多忙

- ・ただでさえ多岐に渡る業務に追われている現状で落ち着いて対応できない。外部の専門家が校内に常駐するなら可能。

5 教員の能力

- ・生徒の障害を知った上で対応しないと適切な対応ができるとは考えられないので。

6 該当生徒なし

- ・本校においては今のところ必要ないと思うし、支援できる態勢が整っていない。

7 その他

- ・特別支援を行うことがその生徒が社会に出ていく上でプラスになるとは思わない。配慮して卒業させても問題を先送りにするだけだと思う。

問9では「高等学校において特別支援教育をすすめていく上での問題点」について、自由記述により答えてもらった。以下は、その回答の抜粋である。その内容は、共通認識・理解、校内体制・教員配置、生徒の学校生活・評価、本人・保護者について、連携に分類することができた。問8の「対応を必要としない」理由とも重複しているので一部を挙げる。

〈自由記述〉

(生徒の学校生活・評価)

- ・特別な扱いをしすぎないようにすることが難しい。
- ・高等学校は義務教育ではない。
- ・個別教育はできない。
- ・進級・卒業の認定。
- ・特別な対応をした場合の他の生徒と本人の関係をうまく保つこと。
- ・工業高校なので実技を伴う教科が多いので安全面で心配がある。また、事故が起きたとき、自分だけでなく他の生徒に危害が及ぶおそれがある。
- ・現在定時制が受け入れている生徒の5～7割は小中で不登校を経験している。低学力の原因が「軽度発達障害」にあるのか「不登校」

にあるのか判然としないケースがある。軽度発達障害ゆえに不登校になるケースもあると思われるが、いずれにしろ高校として十分把握できているとは言い難い。

(本人・保護者について)

- ・保護者が自分の子どもが特別支援教育を必要としていることを認めないケースが多いと思われるので、学校が支援しづらいのではないかと思う。
- ・自意識が強くなる年齢なので特別支援を拒絶するのではないか。

(連携)

- ・軽度発達障害に対する特別支援教育の効果は小さいときほど高い。高校単独での特別支援教育を行っても、あまり意味がなく、小・中学校からの継続的ケアができる体制が必要。

(その他)

- ・特別支援教育の対象となる生徒と、怠けにより成績が低い生徒との区別がはっきりしないのと特別支援教育に対する理解が得られないのではないか。
- ・高校間でばらつきがあるのでその対応。進学校、普通校、専門高校によりまったく異なってくると思う。障害児学校との差をどこまで考えるか。
- ・自分も含め教員自身が障害に関する基礎知識や害児の教育についての知識を十分にもっていないことが問題だと思うが、これは研修等の実施で解決できると思う。あとは、学校に関わる全ての人に特別な場での教育からニーズに応じた教育へという考え方が浸透し、当然のこととなるまでには長い時間がかかるということが問題だと思う。

これら自由記述は、高等学校の現状を良く表しているということができよう。内容を項目ごとに分類すると、「対応は必要」とする理由としては、人権的視点、他生徒への影響、職員の障害理解、二次的障害や問題、進路、小・中との連携など、多岐に渡る内容が挙げられていた。特に多かったのは、やはり個に応じた対応をすることが大切であるからという意見であった。また、「対応は必要なし」とする理由

としては、入試、義務教育との違い、養護学校対応、教員の能力、多忙、該当生徒なしなどがあつた。また「高等学校において特別支援教育をすすめていく上での問題点」には、同様の指摘と共に、連携、本人・保護者の問題などが挙げられている。これらの回答内容は、高等学校に限られるものの中にはあるだろうが、同じ質問をすれば、小・中学校でも類似した答えがほとんどになるのではないだろうか。

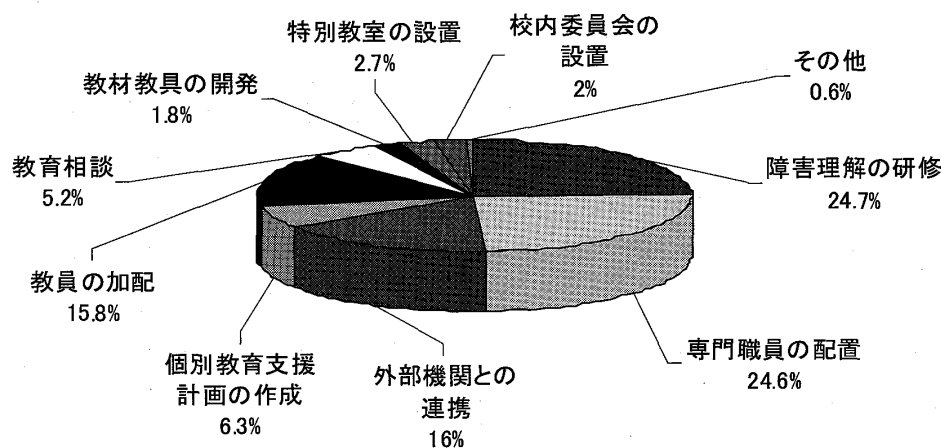
資料10は、軽度発達障害のある生徒への対応を充実したものにするために必要と思われる

ことを、3つまで選択肢により答えてもらったものである。「障害理解の研修」が24.7%、「専門職員の配置」を求める回答が24.6%であった。障害についての理解が不十分であると考えている教員が多いことがうかがえる。次いで、「外部機関との連携」、「教員の加配」が16%となっている。その一方、「教育相談」は5.2%、「校内委員会の設置」は2%、「教材教具の開発」は2%、「特別教室の設置」は3%と、非常に低い数字となっている。

資料10 必要と思われる対応

軽度発達障害のある生徒への対応をより充実したものにするために必要と思われるものを次から選んで○をつけてください。(3つまで)

障害理解の研修	205
専門職員の配置	204
外部機関との連携	133
個別教育支援計画の作成	52
教員の加配	131
教育相談	43
教材教具の開発	15
特別教室の設置	22
校内委員会の設置	20
その他	5



4. 考察

「特別支援教育」の研修を受けたことのある教員は22%、全体の約4分の1であった。高い割合であるとは言い難い。そのため、資料6で

も、「まったく知らない」が半数を占める結果になっているといえる。しかし、資料7をみると、「軽度発達障害」については「知っている」との回答が7割を超えている。近年、テレビや新聞、雑誌など様々なマスメディアで「軽度発

達障害」が取り扱われるようになってきた。最近では、軽度発達障害のある人たちが関係する事件が報道されることもあり、障害の特性の一部分だけを知識として得ているという場合もあると考えられる。

次に、問4～問6の「障害について説明できるか」の問いに対しては、LDとADHDではほぼ同様の回答結果が得られた。教育現場で、ある程度以前から取りあげられてきた障害であることが、程度に差はあっても「説明できる」という回答が6割に達したことにつながっているのではないだろうか。それに対して、高機能自閉症については、半数以上が「説明できない」と回答している。「自閉症」という言葉を聞いたことはあっても、「高機能自閉症」という分類としては認識がないという場合もあったのかもしれない。これらの結果から、軽度発達障害への理解は、高等学校の現場ではまだまだこれからだということがわかる。

問7の「特別支援教育にかかわる生徒の在籍」については、「わからない」という回答率の高さが目立った。これは、「特別支援教育」や「軽度発達障害」に関する情報が得られていない教員が多いということが少なからず影響していると考えられる。問8の「高等学校における軽度発達障害のある生徒への対応の必要性」についても、「無回答」が「思わない」と同数の13%に上っており、問7と同様の理由があるのではないかと推測される。

自由記述では、様々な観点からの高等学校の現場の声を聞くことができた。個に応じた対応をすることが大切だという意見が多かったのは幸であるが、問題は「対応は必要なし」とする理由である。必要なしと考える人は全体の13%であり、割合は高くはない。しかしその理由は入試があるから入学しているはずはない、配慮する必要もない、勤務校にいるはずがない、養護学校に行くべきなのではないかなど、やはり知識不足から来るものである。また本人・保護者に関する記述の中には、「本人・保護者が支援を受けることを周囲に知られたくない場合の対応」や「本人・保護者に自覚がない場合の対

応」、また、「自意識が強くなるので、支援を拒絶するのではないか」という意見があるが、本人への支援を適切かつ円滑にすすめていくためには、保護者との連携は不可欠であり、理解を得ることは支援を行う上で非常に重要である。小・中学校共に共通する課題ではあるが、子ども本人を支援するためには根気強い働きかけが必要だという認識にはいたっていない。

今後「軽度発達障害のある生徒への対応をより充実したものにするために必要と思われるもの」については、「専門職員の配置」や「障害理解の研修」の回答が多いことから、障害についての理解が十分でないという現状を多くの教員が認識している。しかし、学校全体で対応に取り組むための「校内委員会の設置」や、生徒の学習や学校生活に直接かかわるものとしての「教材教具の開発」「特別教室の設置」が必要と考えている教員は非常に少なく、まだ具体的な動きにはつながっていない。

アンケートの結果からすると軽度発達障害に対する対応の必要性は認識されつつあるといえるが、回答者の約8割が特別支援教育に関する研修を受けていないと回答しており、特別支援教育、軽度発達障害等に関する知識も十分とはいえない。現在高等学校で軽度発達障害の生徒がどのように対応されているかという実態把握を含め、今後教員研修の充実が必要であると考えられる。

〈参 考 文 献〉

- 1) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所知的障害教育研究部軽度知的障害教育研究室(2002) 軽度知的障害・学習障害等の後期中等教育段階における各種教育機関の教育の実態と今後の方向、一般研究報告書B-158.
- 2) 高橋智・内野智之(2005) 高校等に在籍する軽度発達障害児の教育実態—東京都の高校等への質問紙調査から—, SNEジャーナル11. 文理閣, 26-40.
- 3) 発達障害者支援法ガイドブック編集委員会編(2005), 発達障害者支援法ガイドブック. 河出書房新社.